令和2年7月21日

第5回廿日市市議会議案説明書 (第3回臨時会)

廿日市市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

議案第75号	工事請負契約の締結について	1
議案第76号	財産の取得について	3

(議案第75号)

工事請負契約の締結について

(行政経営改革推進課)

1 提案の要旨

世日市市大野1328番地において施工する廿日市市筏津地区公共施 設再編事業の請負契約を締結しようとするものである。

- 2 請負契約の内容
- (1) 工事内容 筏津地区公共施設再編整備工事

健康増進機能、市民センター機能、図書館機能、子育 て支援機能等を有する施設の整備工事、既存施設解体 工事及び外構工事等一式

(2) 請負金額 4,354,049,000円(工事請負に係る額)

契約金額 7,603,115,000円 内訳

サービス対価1(設計、建設等)

4, 354, 049, 000円

サービス対価2 (維持管理運営)

3, 052, 695, 000円

サービス対価3 (計画的修繕)

196,371,000円

(3) 請負者 廿日市市串戸三丁目1番6号

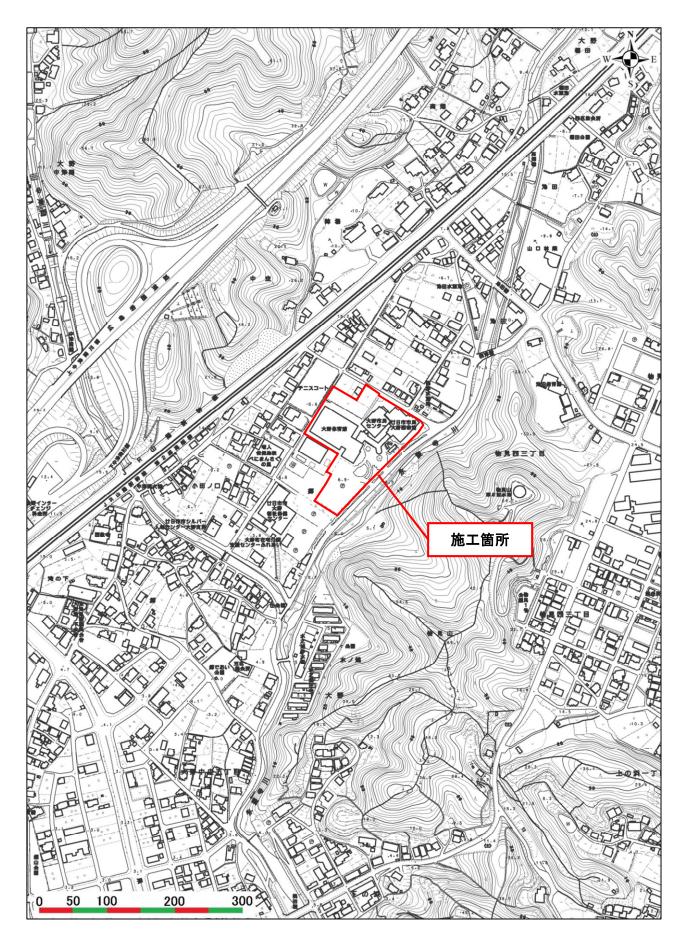
株式会社 マチノニワいかなづ

代表取締役 檜 垣 純 一

- (4) 工 期 議決の日の翌日から
 - 令和5年4月30日まで
- 3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号 の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

【位置図】





【鳥瞰図】

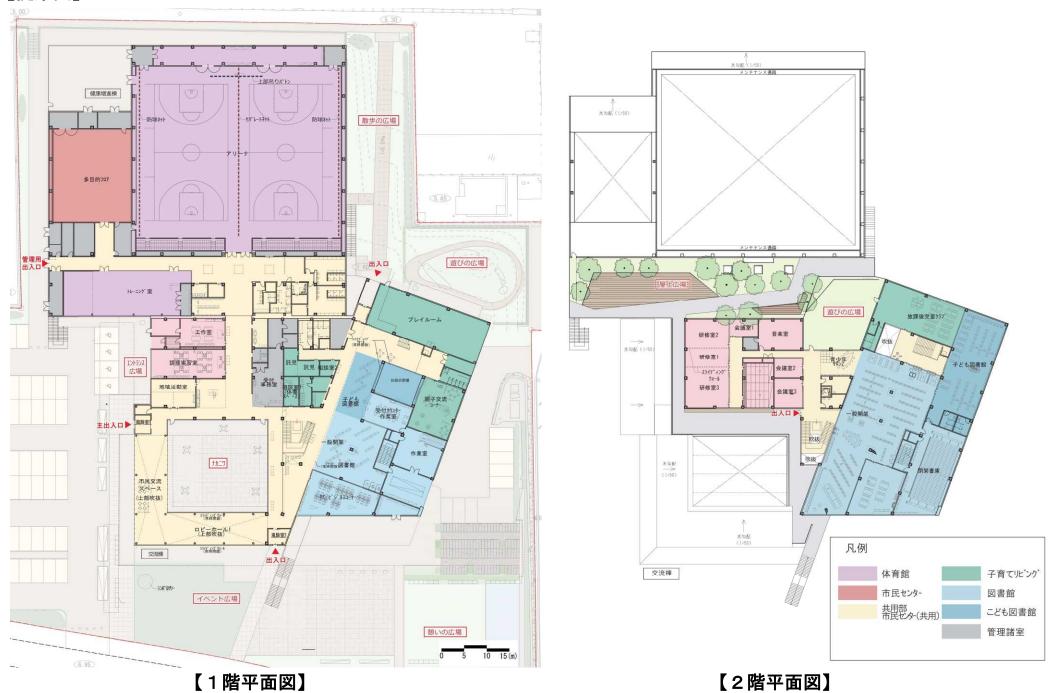


【アイレベル外観透視図】



【配置図】

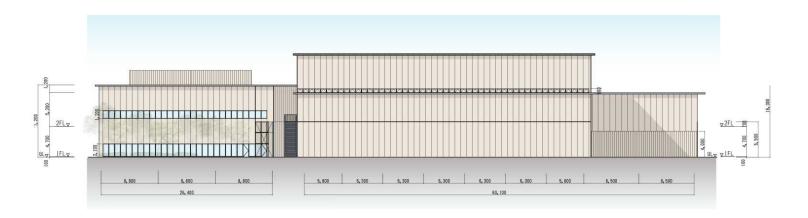
- 2**-**4 **-**



-2-5-



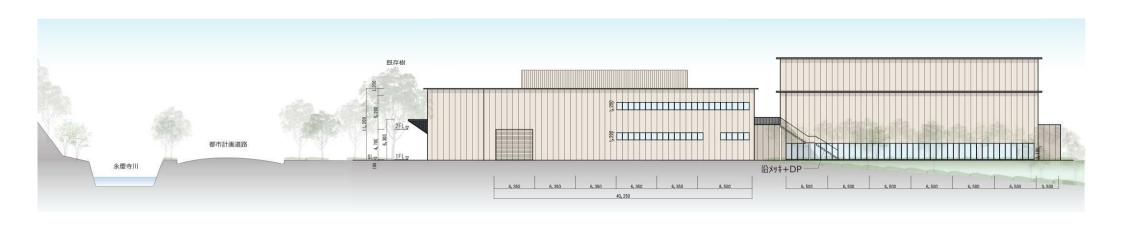
【南東側立面図】



【北西側立面図】



【南西側立面図】



【北東側立面図】



【市民交流スペース内観】



【アリーナ内観】



【図書館内観】



【親子ラウンジ・子ども図書館内観】

(議案第76号)

財産の取得について

(教育委員会)

1 提案の要旨

廿日市市立の小学校17校及び中学校10校に整備する備品を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 タブレット端末

数 量 8,117台

- 3 取得価格 357,148,000円
- 4 相 手 方 広島市南区皆実町一丁目10番2号

株式会社 ソルコム

IT事業本部 ソリューションビジネス部 ソリューションビジネス部長 福 島 淳 二

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付 さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円 以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、 1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不 動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。